

觀音寺市燧望苑
自動販売機設置事業者募集要項

令和 8 年 2 月

觀音寺市市民部市民課

目 次

1 物件概要	1
2 自動販売機の設置条件等	1・2
3 応募資格要件	2
4 応募書類等	2・3
5 応募申込手続	4・5
6 貸貸借契約の締結等	5
7 問い合わせ先	5
資料 1 (自動販売機設置場所:位置図)	6
資料 2 (自動販売機設置場所:拡大図)	6
様式第1号 (応募申込書)	7
様式第2号 (誓約書)	8
様式第3号 (販売計画書)	9・10
様式第4号 (委任状)	11
様式第5号 (辞退届)	12
様式第6号 (質問書)	13
自動販売機設置事業者審査基準 (別記)	14

観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者募集要項

観音寺市燧望苑が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をご確認いただき、次の事項をご承知の上、お申し込みください。

1 物件概要

物件番号	設置場所		所在地	
	設置台数	販売品目	設置可能面積	最低賃貸料、内容等
1	観音寺市燧望苑 自動販売機コーナー		観音寺市大野原町丸井 1183 番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1 m ² 程度	売上金額の5%以上と電気料と土地・建物の使用料
2	観音寺市燧望苑 式場側		観音寺市大野原町丸井 1183 番地	
	1台	お茶、コーヒー等	1 m ² 程度	売上金額の5%以上と電気料と土地・建物の使用料

（注1）当該施設は、1月1日及び2日を休場日とし、開場時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

2 自動販売機設置条件等

（1）使用料等

ア 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

イ 賃貸料

賃貸料については、観音寺市自動販売機設置及び管理に関する要綱（平成22年観音寺市告示第180号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、自動販売機設置に伴う行政財産の目的外使用に係る賃貸料及び売上金額に対する賃貸料とします。

ウ 電気料

電気料については、要綱第9条の規定に基づき、消費電力相当分とし、設置事業者は、自動販売機に電気メーターを設置するものとします。

エ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

なお、上下水道を使用する機器（紙コップ式等）の設置を想定しておりませんのでご了承ください。

（2）使用上の制限、維持管理責任等

ア 6-（1）の賃貸借契約の締結に伴い作成する賃貸借契約書に規定する使用目的及び設置の基準は、賃貸借契約期間中、継続的に効力を有すること。

イ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

- ウ 販売品の搬入時間及び経路並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、職員の指示に従うこと。
- エ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- オ 商品補充、金銭管理その他自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- カ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき回収ボックス1個を設置する
とともに設置事業者の責任で適切に回収及び処分すること。
- キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ク 自動販売機を設置するに当たり、据付面を十分に確認した上で、安全な設置をすること。
- ケ その他使用上の制限、維持管理責任等については、要綱、関係法令等を遵守すること。

3 応募資格要件

- (1) 要綱第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる法人又は個人（以下「法人等」という。）が応募することができます。
 - ア 香川県内に本店、支店又は営業所を有する法人
 - イ 市内に住所を有する個人事業者
- (2) 前号に掲げる法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しません。
 - ア 自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有しないもの
 - イ 法律行為を行う能力を有しないもの
 - ウ 法人等の役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するもの
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っているもの
 - カ 市税及び県税を滞納しているもの
 - キ 本市から指名停止措置、暴力団等排除措置等を受けているもの
 - ク 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告をしたもの
 - ケ 次に掲げる団体等に該当するもの
 - (ア) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
 - (イ) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

4 応募書類等

- (1) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

① 応募申込書	様式第 1 号
② 誓約書	様式第 2 号
③ 販売計画書	様式第 3 号
④ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第 4 号
⑤ 財務状況を明らかにする書類（直近 1 事業年度分、コピー可） <法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 <個人事業主>所得税確定申告書の写し	任意様式
⑥ 納税証明書（直近 1 事業年度分、コピー可） <法人>市税及び県税を滞納していないことの証明書 <個人事業主>市税及び県税を滞納していないことの証明書	当該証明書
⑦ 自動販売機の設置業務において 1 年以上の運営経験を有することを証明する書類（契約書等）の写し	任意様式
⑧ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票は、申請日前 3 か月以内に発行されたもの、コピー可） <法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 <個人事業主>住民票、事業内容及び実績等がわかるもの	当該様式、任意様式
⑨ その他市長が必要と認める書類	

（2）提出部数

提出部数は、正 1 部、副 1 部（1 部は、片面 A4 縦複写、クリップ留め）の計 2 部を提出してください。

（3）留意事項

- ア 応募書類は、日本産業規格の A4 の大きさとします。ただし、証明書等やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとします。
- イ 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ウ 提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- エ 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することができます。
- オ 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- カ 応募書類の提出にかかる経費は、全て応募者の負担とします。
- キ 応募書類提出後にやむを得ない理由により、応募を辞退するときは、辞退届（様式第 5 号）を提出してください。
- ク 提出された応募書類は返却しません。
- ケ 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができます。
- コ 提出された応募書類は、観音寺市情報公開条例（平成 25 年観音寺市条例第 2 号）に基づき開示する場合があります。

5 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

募集要項の配布	2月13日（金）から3月5日（木）まで
募集要項等に関する質問の受付	2月13日（金）から2月20日（金）まで
質問に対する回答	2月26日（木）
現地説明会	行わない。
応募書類の受付	2月13日（金）から3月5日（木）
選定結果の通知等	3月12日（木）頃
賃貸借契約の締結及び設置事業者による事業開始	4月1日（水）

（1）応募スケジュールの具体的な内容

ア 募集要項の配布

（ア）期間 令和8年2月13日（金）から令和8年3月5日（木）まで
(土、日及び祝日は除く。)

（イ）時間 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

（ウ）場所 観音寺市市民部市民課（市役所本庁1階）

※募集要項は、観音寺市ホームページからもダウンロードできます。

イ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

（ア）期間 令和8年2月13日（金）午前8時30分から令和8年2月20日（金）午後5時15分まで

（イ）方法 質問書（様式第6号）に記入の上、7の問い合わせ先まで電子メール又はFAXで提出してください。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡してください。

ウ 質問に対する回答

令和8年2月26日（木）に市ホームページに質問及び回答を掲載する。

エ 現地説明会

現地説明会は行いません。

オ 応募書類の受付

（ア）期日 令和8年2月13日（金）から令和8年3月5日（木）まで
(土、日及び祝日は除く。)

（イ）受付時間 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

（ウ）方法 観音寺市市民部市民課（市役所本庁1階）まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は簡易書留としてください。

※郵送の場合は、令和8年3月5日（木）午後5時15分必着

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所 市民部市民課

※電子メール及びFAXでの提出は認めません。

（2）設置予定事業者の選定

設置予定事業者の選定は、別記 観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者審査基準（清涼飲料水）により、提出された応募書類を総合的に審査し決定します。なお、同じ審査点数が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置予定事業者を決定します。

（3）無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ア 応募方法の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかつたとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき。
- カ その他本要項に定める条件等を満たしていない場合等、審査を行うに当たつて不適当と認められるとき。

（4）選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、令和8年3月12日（木）頃に文書にてお知らせします。また、ホームページに選定結果を掲載します。

6 賃貸借契約の締結等

（1）賃貸借契約の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する細目について市と協議し、賃貸借契約を締結します。

（2）賃貸借契約締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との賃貸借契約の締結を解除するものとします。なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- ア 賃貸借契約の締結後、当該使用許可の履行期間中に、本市から指名停止措置、暴力団等排除措置等を受けた場合
- イ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

7 問い合わせ先

観音寺市市民部市民課

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話 0875-23-3924

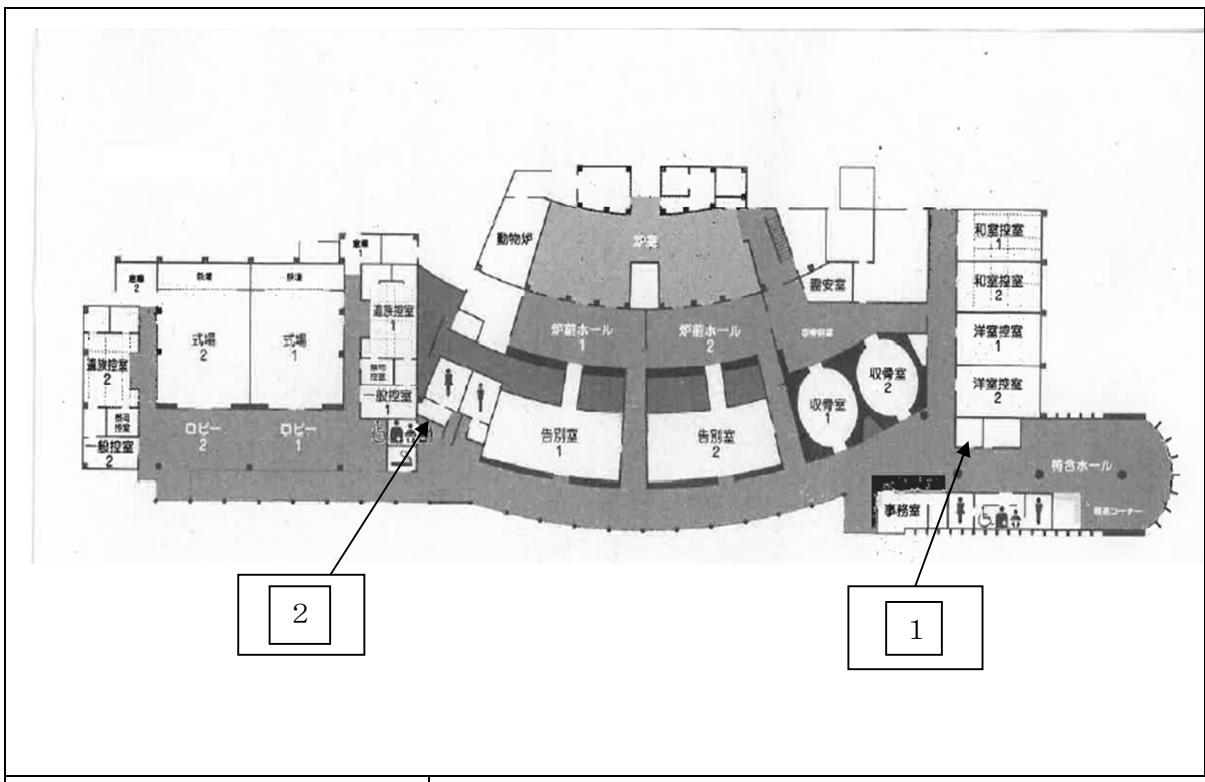
FAX 0875-23-3959

E-mail shimin@city.kanonji.lg.jp

資料1 自動販売機設置場所 位置図



資料2 自動販売機設置場所 拡大図



応募申込書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 宛て

所 在 地

氏 名

印

(法人名等)

電 話 番 号

F A X

電子メール

募集要項の各条項を承知の上、観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者募集について、次のとおり資料を添えて応募します。

1 応募物件

設置を希望する場所の申込み欄に○を記入してください。

物件番号	設置場所	申込み
1	観音寺市燧望苑 自動販売機コーナー	
2	観音寺市燧望苑 (式場側)	

2 添付書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 販売計画書（様式第3号）
- ③ 委任状（様式第4号）<必要がある場合のみ提出してください。>
- ④ 財務状況を明らかにする書類（直近1事業年度分、コピー可）
<法人>貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
<個人事業主>所得税確定申告書の写し
- ⑤ 納税証明書（直近1事業年度分、コピー可）
<法人>市税及び県税を滞納していないことの証明書
<個人事業主>市税及び県税を滞納していないことの証明書
- ⑥ 自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有することを証明する書類（契約書等）の写し
- ⑦ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票は、申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー可）
<法人>当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等
<個人事業主>住民票、事業内容及び実績等がわかるもの
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

誓 約 書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 宛て

所 在 地

氏 名

印

(法人名等)

貴市における自動販売機設置事業者の申込みについて、下記に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 法律行為を行う能力を有すること。
- 2 団体の役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4に規定するものでないこと。
- 4 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- 5 市税及び県税を滞納していないこと。
- 6 本市から指名停止措置、暴力団等排除措置等を受けていないこと。
- 7 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除又は虚偽の申告をしていないこと。
- 8 次に掲げる団体等に該当しないこと。
ア 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

※ 現在、本市の施設において自動販売機を設置している施設名、所在地、設置期間を記載してください。

施設名	所在地	設置期間

販売計画書

令和 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩宛て

所在地

氏名

印

(法人名等)

1 事業履歴

事業を行った時期及び期間	事業所在地及び事業内容
年～現在(年間)	事業所在地： 事業内容：

2 事業計画

(1) 管理運営の基本方針について

(2) 商品リスト及び販売価格等 (物件番号ごとに記入のこと)

①自動販売機の種類等 (取扱説明書に記載の仕様書の写し、カタログ等を添付してください。)

②商品名、定価及び販売価格 (別紙可)

③売上金額に対する賃貸料

次のとおり提案します。

物件番号	賃貸料	
	売上金額の	%
	売上金額の	%

④その他 (商品の設置、変更等について、特記すべき事項があれば記載してください。)

(3) ごみ及び廃棄物の処理方法

①環境問題に係る取組

②自動販売機の空き缶、空きペットボトル等の処理方法

③その他（特記すべき事項があれば記載してください。）

委 任 状

令和 年 月 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 宛て

(委任者)

所 在 地

氏 名

印

(法人名等)

下記の者を代理人と定め、貴市における観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

所 在 地

氏 名

印

(法人名等)

辞 退 届

令和 年 月 日

観音寺市長 佐 伯 明 浩 宛て

所 在 地

氏 名

印

(法人名等)

電 話 番 号

F A X

電子メール

次の観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者募集に係る申請を辞退します。

物件番号	設置場所

質問書

令和 年 月 日

所在地

氏名
(法人名等)

印

担当者

所属・職名

電話番号

F A X

観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者募集において、次のとおり質問いたします。

質問内容

物件番号	
内 容	

(注)

- 1 質問が複数となる場合、内容を簡潔にまとめ記載してください。
- 2 提出した場合は、到着確認を電話により必ず行ってください。

別記

観音寺市燧望苑自動販売機設置事業者審査基準（清涼飲料水）

審 査 基 準	具体的な内容	審査点数／配点
①販売手数料	・売上金額に対する賃借料	／50
②管理運営の基本方針	・自動販売機の維持管理体制 ・商品補充及び金銭管理体制 ・安全管理 ・連絡体制（トラブル対応等） ・商品の販売価格 ・販売商品数	／30
③ごみ及び廃棄物の処理方法	・ごみの回収及び処分体制 ・衛生管理及び感染症対策 ・環境対策への取組	／10
④その他	・自動販売機の種類（省エネ、ユニバーサル等） ・事業実績	／10
合 計		／100